

## 平成 27 年度 第 3 回 市民参加推進会議会議録

開催日時	平成 27 年 6 月 19 日（金）午後 3 時 00 分から午後 5 時 15 分まで
開催場所	市役所 3 階 特別会議室
出席者	市川温子副会長、坂野喜隆委員、手塚崇子委員、林章委員、谷本滋宣委員、徳本悟委員、三浦永司委員、田中卓也委員
欠席者	池川会長
事務局	市民活動支援課 川上課長、松岡主査補、五十畑主事
傍聴者	0 名
議題	平成 26 年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について 市民参加に関する情報提供・意見交換
資料	平成 26 年度答申に対する取り組み状況について（報告） 評価シート集計表 評価シート付表集計表 「市民参加」を考える

### [会議趣旨]

- 事業 13「都市マスタープラン策定事業」から事業 16「西白井地区コミュニティ施設建設事業」の 4 事業について、総合的評価を実施した。
- 第 4 回会議から答申内容に関する審議を行うにあたり、学識経験者の坂野委員より市民参加に関する話題提供をいただき、それを踏まえて意見交換を行った。

### [会議内容]

1. 開会
2. 副会長あいさつ

### [副会長]

- 池川会長が不在ということで代理を務めさせていただくが、何分不慣れなため、活発に意見を出していただけると助かるので、よろしく願いしたい。
- 事務局から報告をお願いしたい。

### 3. 事務局報告

平成 26 年度の市民参加推進会議の答申書においてなされた提言に対しての、市の取り組みについての報告を行った。

### [事務局]

- 平成 26 年度の答申書において、市民目線の情報提供、公募委員の応募増加対策の 2 つの視点からいくつかの提言がなされたが、それに対しての取り組み状況を報告する。
- 市民目線の情報提供についての報告事項は 3 点ある。1 点目は、「情報の検索性の向上のため、情報公開コーナーでは審議会ごとに中表紙を差し込むといった工夫が必要である。」というものだった。この点については、現在既に庁舎 1 階の情報公開コーナーで公開している会議録について、審議会ごとに中表紙を差し込んでいる。

- 2点目は、「情報公開コーナーの他に図書館にも会議録を設置することを検討しているとのことなので、ぜひ実現していただきたい。」というものだった。この点については、平成27年6月から、図書館の一面に会議録を閲覧できるコーナーを新たに設置した。
- 3点目は、「情報の検索性の向上のため、ホームページでは事業名で検索することで、審議会、説明会、アンケートといった当該事業に関わる全ての資料が一括して検索できるよう改善するなど、工夫が必要である。」というものだった。この点については、事業名を検索することで、当該事業に関する全ての資料を一括して検索できるようには対応できていない状況である。
- ただし、平成27年4月から市ホームページのリニューアルを行ったが、それに伴い、各ページを大分類、中分類、小分類にカテゴリ分けをすることで、必要なテーマごとに記事内容を検索することが可能となっている。
- また、市民参加に関するページへの接続が容易になるよう、市ホームページのトップページにある「市民参加」の項目の整理を行い、アンケートや市長への手紙、市民活動団体紹介の項目を追加した。

#### [委員の主な意見]

- 調べやすくなったが、例えば「組織と業務」のページに各担当課の業務を掲載しているが、そのページから現在実施しているアンケートのページ等へ行けるとよりよい。
- ページ下部のお問い合わせ先において、電話番号やファックスは記載されているが、E-mail アドレスが入っていない。「市長への手紙・お問い合わせほか」のページからメールを送ることはできるが、直接担当課へ連絡することや、ファイルを添付することができないため、お問い合わせの欄に担当課のE-mail アドレスを記載した方がよい。
- 図書館には情報公開コーナーがあったものの、会議録が掲載されていなかった。
- 市民参加推進会議ができてから10年経つが、内容をまとめてみてもよいのではないか。
- 無作為抽出について現在検討中ということだが、中身の詳細が決まったら会議で報告してもらいたい。

## 4. 議題

### 議題1 平成26年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について

事業13「都市マスタープラン策定事業」から事業16「西白井地区コミュニティ施設建設事業」の4事業について、総合的評価を実施した。

### 13. 都市マスタープラン策定事業

#### [委員の主な意見]

- 当事業のアンケートは総合計画のアンケートと同一なので、本来であれば総合計画の評価と等しくなくてはいけないが、点数が若干違ってしまった。
  - 審議会には、意見を聞く諮問機関と、その意見に法的拘束力がある参与機関の2つがあるが、都市計画審議会については参与機関であるので、絶対作らなくてはいけない。
  - 審議会を設置すべき事業だと思うが、審議会がないのはなぜか。
- 担当課に確認したところ、都市計画審議会があり、記入漏れだったことが分かった。

- アンケートについて、複数の手段を用いて周知するべきであった。
- アンケートの回収率が悪いように感じる。対象の選択に問題はなかったか。
- アンケートを貰った人に結果を返すのがいい方法だと思う。特に児童生徒にアンケートをとっているの、白井に興味を持ってもらうきっかけになると思うので、アンケートの集計結果を学校に掲示するなどしても良かったのではないかな。
- アンケートの周知方法が広報しろいのみだったので、情報公開コーナーや市ホームページ、各センターや図書館等の目につきやすい場所で周知した方がよい。
- 意見交換会を土日に開催している点は評価したい。

#### 14. 障害者計画等策定業務

##### [委員の主な意見]

- 公募委員の数が15人中3名となっている。仕方がないのかもしれないが、民生児童委員の方が地域の代表である、公募に準じたものである等の記述をしていただきたい。
- 審議会の公募委員が少ない。5名から7名程度いてもいいのではないかな。
- 審議会の公募委員の選定基準を非公開にしている理由が不明である。
- 会議録が非公開になっている。今後、基礎調査報告書により公開することだが、会議録を公開した方がいいのではないかな。確かに参加者に障害者団体の関係者がおり、繊細な問題を含んでいるのかもしれないが、公開方法を工夫して公開した方がよい。
- 障害者計画は大切なので、傍聴の方が集まるよう、周知は十分に行っていただきたい。
- 障害者計画は障害者ということであまりオープンにしていないことがあるようで閉鎖的なので、事前周知を大っぴらに行っていないように見受けられるが、懇談会をどのように行っているのかが見えてこない。
- 意見交換会について、事前の周知を行うべきであった。また、開催場所が限定的なため、開催場所を考慮した方がよい。
- 意見交換会が障害者団体との懇親会と書いてあるが、利用者側の意見も聴く必要があるのではないかな。
- 意見交換会を6回と多く開催しているのは良いが、出席者が1名から7名と少なく、意見交換会の体をなしていないのではないかな。意見交換会を開催するのであれば、意見を交換するに足る参加者数が集まるよう、日程調整等を行うべきではないかな。
- 関係者が関心の高い問題にもかかわらずパブリックコメントなどに参加が少ないのはなぜなのか。
- アンケートの回答までに8カ月かかっているのは長い。
- 障害者ということで、世間から隔離するような感覚を受けるが、もっと開かれた事業運営をした方がよい。
- グループホームへ希望者は通う、近くにグループホームがあると近所の方は反対するということもあるそうだが、国分寺の場合は地域で障害者の方と暮らすというスローガンを掲げているため、あまり反対がない。また、反対があった場合は、自治会長が反対している人の所に出向き、折衝するということもあるそうである。今後はそういった取り組みも必要になってくると思うので、もう少し、自治会等も含めた市全体で考えて行く必要があるのではないかなと思う。

- 今は地域で障害者の方が他の健常者の方と同じように暮せるような方向性に動いているが、この事業は少し閉鎖的な気がするので、白井市としてはどのように考えているのかということを知りたい。

## 15. 白井市第5次行政改革大綱策定業務

### [委員の主な意見]

- 現状では市民参加の手法が1つしか取られていないため、基本点が低い状態である。ただ、今後事業が進むにつれ、基本点が上がっていくと思われる。
- 行政改革一般を否定するつもりは全くないが、ただだらだら続けている印象がある。白井市は現在の行財政状況をどうなっているとみているのか、その中で職員の意識を含めてある程度集中的にやらなければしっかりした方向になっていかないと思う。そういう意味で、厳しく言えばアリバイ作りでやっているのではないかと思える節もある。
- 夜間に会議を開催している部分は意欲的に感じる。
- 女性が足を運ぶような図書館等で周知し、目に触れるようにする必要がある。
- 公募委員の数が少なく、女性の公募委員はいないので、女性が興味を持てるような働きかけも必要だと思う。行政改革というと難しく聞こえるため、具体的にどの様なことを行うのかといった部分をわかりやすく伝えることもこれから必要になるのではないか。
- 審議会の公募委員の選考基準の資格要件が厳しく感じる。「市政の行政改革に興味のある人」と書かれてはいるものの、「弁護士」や「司法書士」、「公認会計士」等の職業と並列して記載されているため、一般市民が応募するには敷居が高すぎる。
- どの様な人に公募してもらうのが望ましいのかという市の意図と、市民の感覚との違いが生まれてしまっているのではないか。
- こういう事業こそ、招待制市民参加を導入すると、女性の委員が増えると思われる。

## 16. 西白井地区コミュニティ施設建設事業

### [委員の主な意見]

- 公募委員に女性の方がいない。コミュニティ施設は女性の方の利用も多いと思われるので、今後は女性が興味を持つように働きかけ、女性市民に参加してもらうようにすることが必要である。
- 公募委員が少ないが、地域の施設を作るために関係地域住民の代表者を入れることなどにより、その代表性及び地域性を担保している。
- 土地取得から事業終了まで15年、当該用地の活用検討からでも7年というのは、時間がかかり過ぎではないか。
- 会議の周知は広報でも行ってほしい。会議録の公開は図書館でも行ってほしい。
- コミュニティセンターの審議内容は地域に関係することなので、どの様なことが話されたのかを地域に返し、地域の意見を吸い上げられると良い。審議内容を地区回覧等で見られると良い。
- 会議開催は休日の日中に開催しており良い。
- 地域施設を建設する際においても、市民の税金を使用することには違いはないので、情報公開は確実にしておいてほしい。

**[担当課]**※当事業は事務局である市民活動支援課が所管しているため、担当課として回答

- 西白井は53haの土地区画整理事業として開発された。
- 平成17年に市が西白井の当該地2500㎡をコミュニティ施設用地として土地開発基金により取得した。
- 当初、西白井地区には段階的に入居が進むと想定していたが、バブル崩壊後に地価が下落し、若い世代の入居が想定を超え、一気に入居が進んだ。
- 整備に時間がかかりすぎるとの指摘について、当初、総合計画では、コミュニティ施設を建設することについて検討すると記述していたが、第4次後期計画策定に際し、議会から土地の活用方法から市民を交えて検討するようとの意見があり、「西白井地区に市が所有している土地の活用を市民も交えて検討します」に計画が変更となった。
- 総合計画を踏まえて平成23年度に土地の有効活用について検討を行うため「(仮称)西白井地区コミュニティ施設活用検討会議」を設置した。
- 会議の構成委員は大学の先生等学識経験者は入っておらず、大山口小学校区・清水口小学校区・七次台小学校区から推薦を受けた地域の自治会長、西白井複合センターの利用者連絡会という団体からの推薦者、そして公募委員という構成になっている。
- 公募委員は少ないが構成は全て市民となっている。
- 委員会の検討結果は、平成25年度に「コミュニティ活動や避難場所、選挙の投票所等に利用できる施設を早急に整備すべき」との提言をいただいた。
- 提言を受け、市で当該地にコミュニティ施設の整備方針を決定し、具体的な施設内容や管理運営方法などを検討するため、「西白井地区コミュニティ施設建設準備委員会」を設置し、昨年度5回の会議を開催した。  
委員の構成については、検討会議と同様、大山口小学校区・清水口小学校区・七次台小学校区から推薦を受けた地域の自治会長、西白井複合センターの利用者連絡会という団体からの推薦者、そして公募委員となっている。
- 西白井地区には集会所がなく、コミュニティを醸成する上で問題がある。会議等は、沼南側にある柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合が設置している藤ヶ谷ふれあいセンターを利用したり、自治会間の打合せは公園を使用する等で対応したりしているが、なかなか思うように会議ができないというのが現状であり、西白井地区ではコミュニティ施設の早期建設が望まれている。
- 市としては、コミュニティ施設を建設するという方針決定はしており、議会にはそれを踏まえて具体的な施設の内容や管理運営方法について検討するための市民組織を設けることについて了解をいただいている。
- 公募委員をどうするのかという議論はあった。税金を使っている以上、やはり説明責任を果たすべきではあるが、公募委員の人数も多くすると構成員が増えすぎてしまうということもあり、構成員が全て市民であることから数が少ないが2名の公募委員の枠を設けた。

#### **[委員の主な意見]**

- 公募でなくとも、参加している方が市民であれば、我々は市民として理解しているので、そういうことが分かる内容を提示していただければ、それなりの評価ができる。

- 書面上はどうしても評価が低くなってしまいが、今のように説明していただければ納得できる事もあるため、今後、評価の際、担当者に来ていただき、説明をしていただくことようにした方がよいのではないか。
- 事務局が担当している事業を評価することとなったため、図らずも模擬的に外部評価を行うことができた。やはり、担当課の意見や考え方を伺うことで、事業の詳細や疑問点を理解することができ、よりよい評価につながるように思う。
- 情報が適切でないといわれ、我々も評価を適切に行うことができないため、基礎となる調票を整理すると共に、分からない部分は担当課の職員に説明いただくといったことも必要ではないか。
- 給食調理場のように論点が多い問題が、市民参加の総合的評価を行う土俵に上がってこないことに違和感がある。

## 議題 2 市民参加に関する話題提供・意見交換

現在における市民参加の在り方や、他市と比較した白井市の立ち位置等について、学識経験者である坂野委員から話題を提供していただいた。また、それを踏まえ、市民参加に関する事項について、委員で意見交換を行った。

### [坂野委員]

- 今回は市民参加の意義や現在行っている評価がどういった位置付けであるのかといったことをお話しさせていただきたい。具体的な参加の手法については次回に行う。
- 白井市市民参加条例によると、市民参加とは「市の施策の立案から実施及び評価に至るまで、広く市民の意見を反映させるとともに、市民と市との連携・協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加すること」である。
- ここでは2つ重要なことが書かれている。ひとつは「市の施策の立案から実施及び評価に至るまで」、政策過程と呼んでいる内容が隠れている。もうひとつは連携協働によるまちづくりということで、連携・協働が謳われている。
- 参加と参画はニュアンスが異なる。参画は、政策過程から見た「参加」という部分と関連してくる。
- 連携・協働を謳っているので、やはりここでの参加は連携ないし協働を意識している。
- 市民参加条例には、施策の立案からと書いてある。現在は政策過程というように「政策」という言葉を用いている。一般的には、自治体では「施策」という言葉を多く用いる。
- 1999年の地方分権一括法以降、「政策」を作る、考えるのは国で、「施策」、実際手足となって動くのは自治体だという考え方が改められ、自治体でも「政策」という言葉が使われるようになり、「政策」「施策」「事務事業」という3本立てが一般的になっている。
- 施策と言っていると、国が立案したものを実施するという印象を受ける。
- 目的 参加の基本は選挙である。それは間接民主制というのが基本なので、市民の代表である議会がしっかりしていれば問題はない。
- ところが市民参加で言われてきた、60年代から70年代にかけて、議会制民主主義の不完全な問題や行政が強いといった問題が出てきた。
- 行政統制という意味で、参加が必要だと言われている。
- 政策過程は循環している。政策は5段階あると考えられており、白井市市民参加条例もそれを念頭において作られている。

- 第1段階は政策課題設定であり、様々な社会問題の中から政治課題として対処するものを選別し、これを政治の舞台の議題として取り上げる段階である。
- 第2段階は政策立案であり、第1段階で設定された政治課題の中から、政府の対応方針を具体化する段階である。条例と考えるとわかりやすいが、例えば子どもについての子ども条例を具体化していく段階である。
- 第3段階は政策決定であり、立案された政策案を制度上の決定権限を持つ機関、議会などが審議・決定する段階である。
- 第4段階は政策実施であり、決定された政策を実施する段階である。実際に子ども条例ができ、それを実施していく、あるいは具体的な施策がおりてきて、事務事業を実施するという段階である。
- 第5段階は政策評価であり、実施された政策に評価を下す段階である。
- 評価が終わった後は第1段階に戻り、取り上げるべきかどうか、改めて政策課題を設定するというので、政策というのは繰り返しますが、これを政策過程の循環と言う。
- 我々が行っている評価は、どの段階の評価かというのが重要になってくる。
- 次に「政策過程の分業関係」と記載しているが、先ほどの政策過程の議会と行政の分業関係をお話ししたいと思う。
- 政策課題設定の段階では、基本的には住民の代表である議会が住民の意見を聞いてどういふことを政策に取り上げるのかを考える。そして政策課題設定後の政策立案も、本来であれば議会が自分たちで行う。例えば、アメリカでは予算も法律も議会しか作れませんので、原則としては議会が行っている。
- その後、第3段階の政策決定だが、決定権を持っているのは議会なので、ここも議会が行うということになる。次に4段階の政策実施だが、これは当然行政が行う。5段階は行政がやったことを議会がきちんとチェックできるかということなので、本来であれば議会がやるのが普通だろうが、できなければ行政が行うということになる。
- ところが現在どうなっているのかというと、行政が実際の社会問題から政策課題を設定するというのも多々ある。もちろん、議会側から言うてくることもある。その次の政策立案段階での条例を作る、あるいは政策を作るというのは、国でも自治体でも行政が行っている。実際条例は、その99.7%が行政側、市長提案と言っているが、行政が考えるというのが自治体の現状である。
- 次の政策決定であるが、決定するのは議会だが、実際裏でいろいろやっているのは基本的には行政である。ただ、決定権は議会が持っている。そして、政策実施段階で実際に実施するのは行政である。
- その次に政策評価ですが、実際は行政が行っているのが現状だと言われてきた。最終的には決算というものがあるため、お金の問題は議会がやるが、それ以外は行政が自己点検・事後評価、行政自身が自分で実施しているのに自分で評価している状況である。
- 事後評価ということで、終わった後に評価するのが基本と言われている。そこに、市民が実際に入っていくということになる。従来の参加というのは、どこかに参加しているということだったが、参画というのは、この全ての過程に市民が入っていくということが非常に重要で、そのため白井市は「立案から実施及び評価に至るまで」と言っている。白井の場合は単なる参加というのではなく、参加 = 参画という言葉で使っている。

- そのため、参加という言葉を参画に変えるか変えないかというのもいいし、参加の方が分かりやすいというのであれば、白井市みたいに参加という言葉にしておくのも条例としてはいいのではないか。
- 実際の参加というものだが、政策課題設定の段階では、市長が対話集会をする、市政懇談会をしているかは分からないが、市民参加条例 26 条にそれらしきことが書かれている。実際に他市の状況を見て見ると、ワールドカフェという手法があるが、ここに入れることがある。どういうものを政策に取り入れるかを、市民と市の職員が一緒に話し合いながら決めていくという場合もある。
- 最近だと、東北なんかで盛んなのだが、OM、まちづくり Offside-Meeting というものがあり、非常に有名になっている。山形市に後藤さんという方がいらっしゃるって、その方が中心となってやっておられるようである。そういったものも課題設定の段階で非常に行われているようである。
- 次に立案段階だが、本市の市民参加条例 10 条から 24 条で規定している。その他の方法とは一体何かということで我々も模索してきたが、市民討議会や関西で特に有名になっているラウンドテーブルというのがある。これはコミュニティレベルでやることが多い。他にはワールドカフェと様々な方法がある。
- 審議会もそうだが、我々が評価しているのはまさにこのような政策立案段階、ここがしっかり行われているかということを見なさんと評価している。
- 白井市の場合は、次の政策実施段階、こちらと同じように評価している事もある。
- 政策決定段階は、議会が中心になるので、議会の公聴会も審議をするときに使える手法となる。
- 実施段階だが、政策立案段階と同様に評価するという点では、さすが参加のまち白井ということで頑張っているというひとつの象徴になっているが、ここでの評価は事業が終わっていないため非常に難しく、そのため評価は事業が終了してからの事後評価が一般的となっている。
- 協働評価ということで、実際に協働して行っているかどうか、参加と同じになるが、そういったことも求められてくる。
- 評価段階、これこそが我々がやっている評価であり、市民参加条例ですと推進会議を設けるということで 25 条、ここを意識しているのではないかと思う。我々の評価も、行政評価と言えるのではないか。
- 行政評価は、効率性と質の向上という両面から見るとというのが基本だと言われている。先ほど計画から事業完了まで時間がかかり過ぎではないかとの意見があったが、そこはまさに効率性の問題である。
- 行政評価と言っているが、職員だけで評価を行う内部評価というものが多くの自治体で行われている。白井市は、参加の観点では外部評価、市民を交えて行っているという点は非常に評価できる。この外部評価の有名なものが事業仕分けで、その効果は職員に直にアピールでき、改善が早い点が挙げられる。
- この参加の観点においても、実際に外部評価ないし事業仕分けのように直接職員の方を呼んで実際に意見を言うというのが効果的だと言われている。
- 次回は、外部評価制度について他市の事例を踏まえてお話しをしたいと思う。



- 今日は、政策という言葉があるが、我々の評価はどの段階で行っているのかを考えていただきたいというのが1点目。2点目としては我々は事後評価を行っているので、今後どのように考えればいいのか提起をした。

#### [意見交換]

- 政策と施策の区別があまり良くできていないのだが、次回は理解できればと思う。
- 施策から政策を見ると目的の関係であり、政策から施策を見ると手段になる。戦略と戦術の関係に似ている。
- かつては市町村は政策という言葉は使えなかったのか。
  - 使えないというより、遠慮をして使わなかったのだと思う。例えばコミュニティ政策は、今はコミュニティ政策というが、1970年代に行われたものは全てコミュニティ施策と書いてある。自治体が独自の事をやってもコミュニティ施策と書いている。コミュニティ政策というと、当時の自治省が行っていたものを指す。
  - 自治体が新しい事をやってもその上には何かがあるんですね。
  - 後はお金の問題もあり、自治体が独自のことをしようとした際にも国からお金を貰ってくる人が多いので、施策と言っていた。
  - 2000年くらいになって変わったはずなんですよね。
  - 機関委任事務は地方分権改革以降なくなったはずだが、他市の方に聞くと法定受託事務は機関委任事務と何が違うのか、名前が変わっただけではないのかという声も聞かれる。そういう意味では、人は変わっていないのでなかなか変わらないのではないのか。
- 国と対等だとか言われているが、全然そんなことはない。昔から3割自治と言われていたが、特に税金関係の部署に長くいたこともあるが、感覚としては99%縛られているという感覚であった。縛られている事が楽だと感じている意見が圧倒的に多かった。
- 自分で税金の政策を考える・作ると思ったら本当に大変な作業なので、自治体にそれを行う力はない。昔は通達で命令だったが、今は通知で技術的助言という扱いにはなっているものの、実質的にはそれに従わざるを得ない状況である。
- 従わずに自分で動くことも理論上はできるが、実際にはできない。それにお金も絡むので、全てコントロールされているという印象である。
- ただ、自治体において組織の体質がなかなか変わらなくても、職員一人でも腹を決めてやれば相当のことができるのもまた事実である。
- 東京都や県庁などの組織は大きな官僚組織なので、そういった余地はほとんどないが、白井市役所程度の規模ならできるのではないのか。

## 5. 閉会 市川副会長

### [事務局]

- 次回会議は、7月3日（金）午後3時から開始となる。
- 次回は総合評価を行った16事業の振り返りを行う。第1回と第2回会議の議事録をご確認いただき、会議に臨んでいただきたい。
- 次回会議でも、坂野委員からの話題提供をいただきたいと考えている。
- 事務局で市民参加の総合的評価の部分の答申案を作成し、会議前に送付するので、それと会議録を併せてご覧いただきたい。